

公益法人に関する制度の抜本改革について

平成 19 年 5 月 22 日

1. 経緯

- ・ 明治 29 年の民法制定以来の大改革
 - ・ 主務官庁制のもとで許可・監督→国所管：約 6800、都道府県所管：約 19000
 - ・ 主務官庁の裁量権に基づく許可・監督の不明瞭性等の解決が必要
- ① 平成 15 年 6 月 「公益法人制度の抜本改革に関する基本方針」（閣議決定）
 - ② 平成 15 年 11 月 行革担当大臣のもとに「公益法人制度改革に関する有識者会議」開催。本会議 26 回、WG14 回開催。
 - ③ 平成 16 年 11 月 「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」取りまとめ
 - ④ 平成 16 年 12 月 「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化（「今後の行革の基本方針」（閣議決定））
 - ・ 法制化に向けた具体的な検討を行い
 - ・ 税制上の措置に関する専門的な検討を進め
 - ・ 18 年通常国会に法案提出
 - ⑤ 平成 17 年 6 月 「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」（政府税調基礎問題小委員会・非営利法人課税 WG）取りまとめ
 - ⑥ 平成 17 年 12 月 「行革の重要方針」（閣議決定）
 - ・ 16 年の基本的枠組みに沿って 18 年通常国会に法案提出
 - ・ 新制度の施行までの間に対応する税制上の措置を講ずること
 - ⑦ 平成 18 年 3 月 公益法人制度改革関連三法案の国会提出
 - ⑧ 平成 18 年 5 月 法案可決・成立（6 月 2 日公布）
 - ⑨ 平成 19 年 4 月 （衆参両院の同意を得て）公益認定等委員会（以下「委員会」）発足→政令・府令の検討開始

2. 改革の視点

- ① 主務官庁制の廃止と民間有識者（委員会）による法令に則った一元的認定・監督
- ② 法人統治についての規定の整備（例：理事による統治規定の整備等）
- ③ 「民による公益」の拡大

3. 新制度の概要（3 本の法律から構成構成）

① 法律の構成

- i. 非営利の社団・財団が登記のみで法人格を取得できる制度を創設（通称「一階法」）
- ii. 内閣総理大臣または都道府県知事が民間有識者による委員会の答申に基づき

公益性の認定を行うなどの制度を創設（通称「二階法」）

iii. 現行の2万5千余の公益法人が新制度へ移行するための手続きを整備（通称「整備法」）

② 公益認定基準（従前と異なり法令に具体的に明記。下記は事例）

- ・ 公益目的事業比率が百分の五十以上
- ・ 「公益目的事業」→不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（「共益」とも区別）

③ 一般法人への移行の認可基準（現行公益法人が一般法人へ移行する場合も委員会の答申に基づく認可が必要）

- ・ 純資産額についての「公益目的支出計画」が適切であり、これを確実に実施できること

④ 法人の監督

- ・ 公益法人からの毎年の報告書
- ・ 委員会による定期立ち入り検査
- ・ 公益目的支出計画を実施中の一般法人に対しても委員会が監督
- ・ 必要に応じ、突然の立ち入り検査
- ・ 勧告、命令、認定取り消し（→公益目的財産を他の公益法人等に贈与）

4. 制度執行体制

①国

- i. 公益認定等委員会（別紙）
- ii. 委員会事務局 委員会を支える体制整備（専門的知見を有する検査部隊の構築を含む）

②都道府県

- i. 国と同様の合議制機関
- ii. 委員会の「基準」に基づく同等の審査を目指す

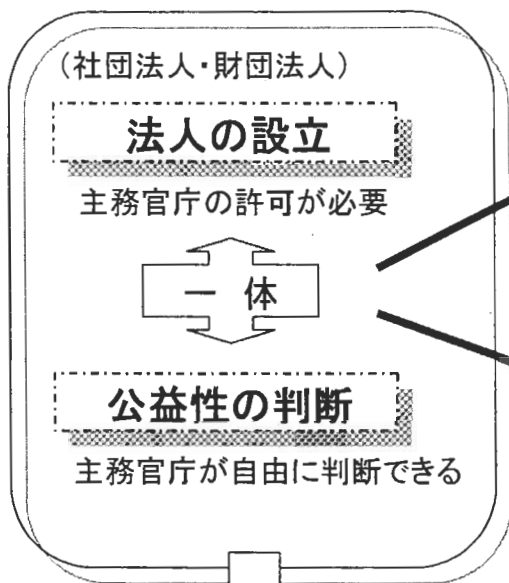
5. スケジュール

- ① 政令・内閣府令→6月の委員会答申を経て、夏の成立を目指す
- ② 委員会運営指針→政令後委員会において検討開始。可能な限り早期に公表
- ③ 平成20年12月1日受付開始予定
- ④ 既存の法人については、5年間の移行期間（公益にも一般にも移行できない場合は解散）

公益法人制度改革の概要

（現行公益法人制度）

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
（法人の設立と公益性の判断は一体）

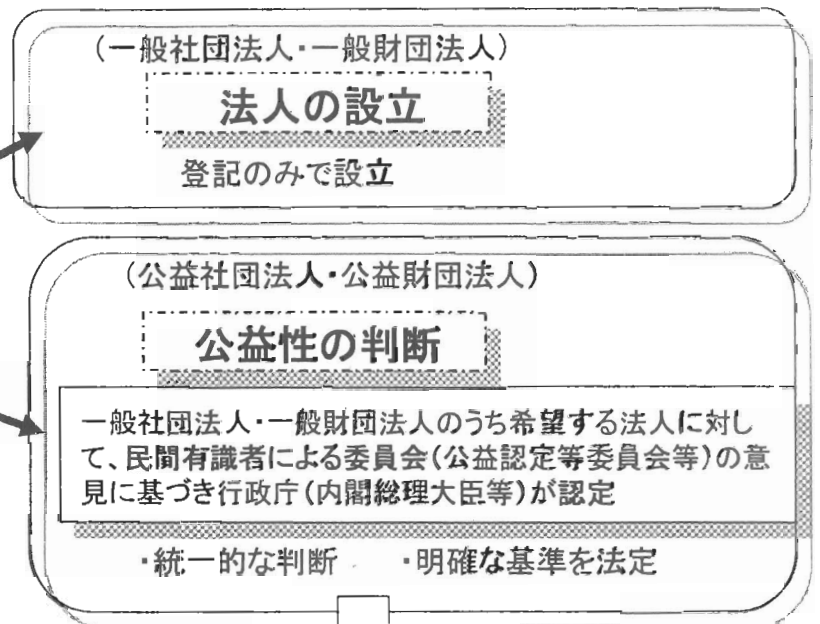


○税との関係

法人格と税の優遇が連動
・法人税は収益事業のみ課税
※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

（新制度）

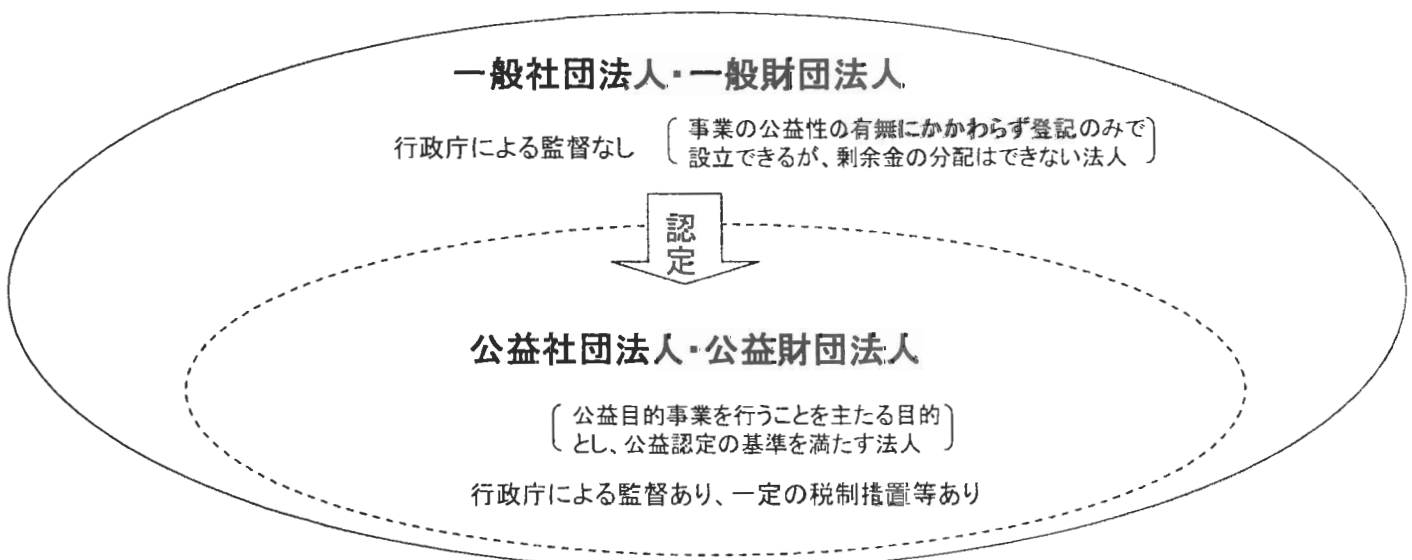
◎主務官庁制・許可主義の廃止
（法人の設立と公益性の判断を分離）



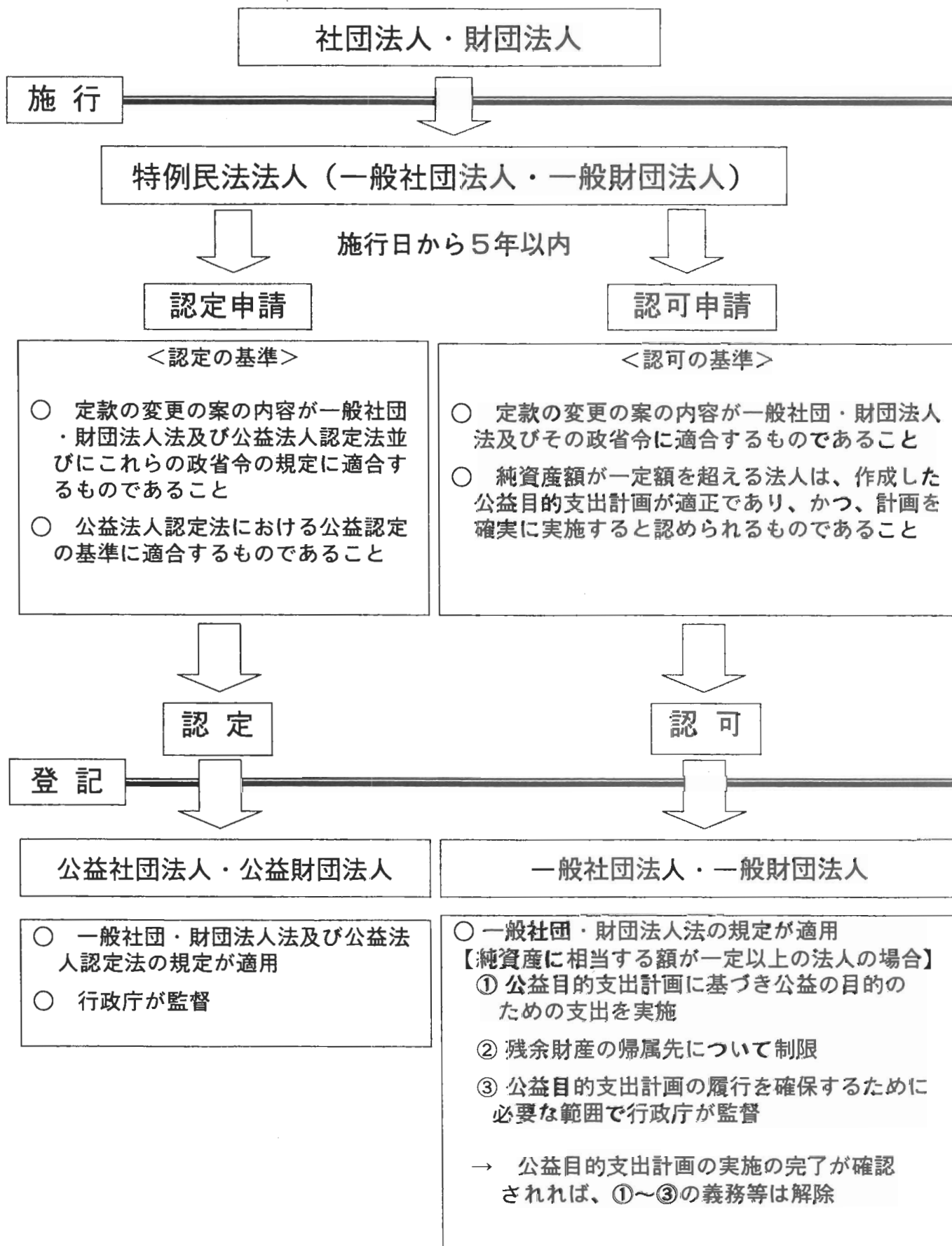
○税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係



現行の公益法人の新制度への移行措置の概要



公益認定等委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

あめみや たかこ
雨宮 孝子 明治学院大学大学院法務職研究科教授

いけだ もりお
池田 守男 株式会社資生堂相談役

おおうち とし み
大内 俊身 元 東京高等裁判所民事部総括判事

さたけ まさゆき
佐竹 正幸 元 日本公認会計士協会常務理事

そでい たかこ
袖井 孝子 お茶の水女子大学名誉教授

でぐち まさゆき
出口 正之 国立民族学博物館教授

みずの ただつね
水野 忠恒 一橋大学大学院法学研究科教授